

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																								
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用語</th> <th style="width: 85%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～4 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 特定CATV事業者</td> <td>株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバン スコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン、鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社、グリーンシティケーブルテレビ株式会社、株式会社広域高速 ネット二九六、エルシーブイ株式会社、知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社又は河口湖有線テレビ放送有限会社</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6～31 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 IP通信網契約</p> <p style="text-align: center;">第1節 契約の種類</p> <p>(契約の種類)</p> <p>第7条 IP通信網契約には、次の種類があります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 85%;">事業者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用語	内容	1～4 (略)	(略)	5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバン スコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン、鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社、グリーンシティケーブルテレビ株式会社、株式会社広域高速 ネット二九六、エルシーブイ株式会社、知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社又は河口湖有線テレビ放送有限会社	6～31 (略)	(略)	種別	事業者名			<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用語</th> <th style="width: 85%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～4 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 特定CATV事業者</td> <td>株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバン スコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼 ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社、グリーンシティケーブルテレビ株式会社、株式会社広域高速 ネット二九六、エルシーブイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6～31 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 IP通信網契約</p> <p style="text-align: center;">第1節 契約の種類</p> <p>(契約の種類)</p> <p>第7条 IP通信網契約には、次の種類があります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 85%;">事業者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用語	内容	1～4 (略)	(略)	5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバン スコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼 ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社、グリーンシティケーブルテレビ株式会社、株式会社広域高速 ネット二九六、エルシーブイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社	6～31 (略)	(略)	種別	事業者名		
用語	内容																								
1～4 (略)	(略)																								
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバン スコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン、鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社、グリーンシティケーブルテレビ株式会社、株式会社広域高速 ネット二九六、エルシーブイ株式会社、知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社又は河口湖有線テレビ放送有限会社																								
6～31 (略)	(略)																								
種別	事業者名																								
用語	内容																								
1～4 (略)	(略)																								
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバン スコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼 ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社、グリーンシティケーブルテレビ株式会社、株式会社広域高速 ネット二九六、エルシーブイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社																								
6～31 (略)	(略)																								
種別	事業者名																								

(略)	(略)
第3-43種契約	こまどりケーブル株式会社
第3-44種契約	河口湖有線テレビ放送有限会社

第2節～第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表3 (略)

附 則 (令和6年5月20日経企第0676号)

(実施期日)

- この改正規定は令和6年6月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、特定CATV事業者に関する部分は令和6年6月3日から実施します。
(経過措置)
- この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったIP通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(ドコモ光移転工事費割引施策の適用)
- 当社は、この改正規定実施の日から令和6年9月28日までの間において、第1種契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプのものを除きます。）に係る契約者回線の移転（設置場所住所の変更がないものを除きます。）に係る請求（その請求と同時にそのIP通信網サービスの品目を変更する請求をするときを除きます。）を承諾した場合であって、令和7年3月31日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る回線終端装置工事費について料金表第2表（工事費）2（料金額）に規定する料金額に代えて、次表に規定する額を適用します。

区分		単位	工事費の額
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
ウ 回線終端装置工事費	屋内配線設備の部分	1 配線ごとに	500円（550円）
	回線終端装置の部分	1 装置ごとに	1,000円（1,100円）

- 当社は、この改正規定実施の日から令和6年9月28日までの間において、第2種契約に係る契約者回線の移転（設置場所住所の変更がないものを除きます。）に係る請求を承諾した場合であって、令和7年3月31日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る回線終端装置工事費について料金表第2表（工事費）2（料金額）に規定する料金額に代えて、次表に規定する額を適用します。

区分		単位	工事費の額
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
ウ 回線終端装置工事費	屋内配線設備の部分	1 配線ごとに	1,000円（1,100円）
	回線終端装置の部分	1 装置ごとに	500円（550円）

(略)	(略)
-----	-----

第2節～第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表3 (略)

(ドコモ光工事費無料キャンペーンの適用)

- 5 当社は、この改正規定実施の日から令和6年9月28日までの間において、次のいずれかに該当する申込みを承諾した場合であつて、令和7年3月31日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表(工事費)2(料金額)に規定する基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費の支払いを要しません。
- (1) 第1種契約(基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものに限ります。)に関する接続方式に係る品目をLAN方式又はVDSL方式から光配線方式へ変更するとき。
- (2) 第2種契約(通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものに限ります。)に関する接続方式に係る品目をVDSL方式から光配線方式へ変更するとき。
- (3) 第1種契約(基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方式に係る品目がLAN方式若しくはVDSL方式であるものに限ります。)に係る一般契約の解除と同時に新たに第1種契約(基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。)に係る定期契約を締結するとき、又は第1種契約(基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方式に係る品目がLAN方式若しくはVDSL方式であるものに限ります。)に係る定期契約の解除と同時に新たに第1種契約(基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。)に係る一般契約を締結するとき。
- (4) 特定F T T H事業者(東日本電信電話株式会社に限ります。)が定める契約約款に規定する契約(メニュー5-2における提供の形による細目がII-1型のものであつて、契約者回線の態様による細目がグレード1-2型又はグレード2のものに限ります。)について、サービス転用により、当社とI P通信網契約(第1種契約(基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。)を締結するとき。
- (5) 当社以外の電気通信事業者が提供するI P通信網サービスに係る契約(通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方式に係る品目がLAN方式又はVDSL方式であると当社が認めるものに限ります。)について、事業者変更を利用して当社とI P通信網契約(第1種契約(基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。)を締結するとき。
- 6 当社は、この改正規定実施の日から令和6年9月30日までの間において、I P通信網契約(第3種契約を除きます。)に関する通信速度種別に係る品目を1Gタイプから10Gタイプへ品目変更する場合であつて、令和7年3月31日までにその承諾に基づく工事(移転に係る請求に伴うものを除きます。)を完了したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表(工事費)2(料金額)に規定する基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費の支払いを要しません。

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]		[現 行]											
<p>第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 ビジネス mopera 契約</p> <p>第7条（略）</p> <p>（ビジネス mopera 契約申込の方法）</p> <p>第8条 ビジネス mopera 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用回線等接続サービス取扱所に提出していただきます。この場合において、第1種接続装置に係るビジネス mopera 契約の申込みをすることができる者は、第11種接続装置（料金表第1表第1（接続装置使用料）に規定するタイプ2に係るものに限り、）に係るビジネス mopera 契約の申込みをする者に限ります。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>第9条～第23条（略）</p> <p>第4章～第13章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表4（略）</p> <p>附 則（令和6年5月22日経企第0718号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は令和6年6月1日から実施します。 （料金の支払いに関する経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします （第1種接続装置の提供に係る経過措置）</p> <p>3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている第1種接続装置に係るビジネス mopera サービス（改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 接続装置使用料</p> <p>ア 接続装置使用料は次表に定めるところによります。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th>料金額（月額）</th> </tr> <tr> <th>次の税抜額（かつこ内は税込額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">接 続 装 置</td> <td rowspan="2">I S D N 接 続用のもの</td> <td>64kb/s 用のもの</td> <td>7,000 円（ 7,700 円）</td> </tr> <tr> <td>128kb/s 用のもの</td> <td>10,000 円（ 11,000 円）</td> </tr> </tbody> </table>		区分		料金額（月額）	次の税抜額（かつこ内は税込額）	接 続 装 置	I S D N 接 続用のもの	64kb/s 用のもの	7,000 円（ 7,700 円）	128kb/s 用のもの	10,000 円（ 11,000 円）	<p>第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 ビジネス mopera 契約</p> <p>第7条（略）</p> <p>（ビジネス mopera 契約申込の方法）</p> <p>第8条 ビジネス mopera 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用回線等接続サービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>第9条～第23条（略）</p> <p>第4章～第13章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表4（略）</p>	
区分				料金額（月額）									
		次の税抜額（かつこ内は税込額）											
接 続 装 置	I S D N 接 続用のもの	64kb/s 用のもの	7,000 円（ 7,700 円）										
		128kb/s 用のもの	10,000 円（ 11,000 円）										

置	高速デジタル 接続用のもの 又は F R 接 続用のもの	64kb/s 用のもの	7,000 円 (7,700 円)
		128kb/s 用のもの	10,000 円 (11,000 円)
		192kb/s 用又は 256kb/s 用のもの	34,000 円 (37,400 円)
		384kb/s 用又は 512kb/s 用のもの	42,000 円 (46,200 円)
		768kb/s 用又は 1Mb/s 用のもの	60,000 円 (66,000 円)
		1.5Mb/s 用のもの	80,000 円 (88,000 円)
	A T M 接 続 用のもの又は C R 接 続 用 のもの	1 Mb/s 用のもの	167,000 円 (183,700 円)
		2 Mb/s 用又は 3 Mb/s 用のもの	179,000 円 (196,900 円)
		4 Mb/s 用、5 Mb/s 用又は 6 Mb/s 用のもの	250,000 円 (275,000 円)
		10Mb/s 用のもの	360,000 円 (396,000 円)
	イーサネット接 続用のもの	1 Mb/s 用のもの	107,000 円 (117,700 円)
		2 Mb/s 用又は 3 Mb/s 用のもの	123,000 円 (135,300 円)
		4 Mb/s 用、5 Mb/s 用又は 6 Mb/s 用のもの	160,000 円 (176,000 円)
		10Mb/s 用のもの	270,000 円 (297,000 円)
		20Mb/s 用のもの	340,000 円 (374,000 円)
		30Mb/s 用のもの	410,000 円 (451,000 円)
		40Mb/s 用のもの	470,000 円 (517,000 円)
		50Mb/s 用のもの	530,000 円 (583,000 円)
		60Mb/s 用のもの	590,000 円 (649,000 円)
		70Mb/s 用のもの	660,000 円 (726,000 円)
		80Mb/s 用のもの	730,000 円 (803,000 円)
90Mb/s 用のもの		810,000 円 (891,000 円)	
100Mb/s 用のもの	890,000 円 (979,000 円)		
<p>イ タイプ 2 に係る第 11 種接続装置の提供を受けているときは、第 1 種接続装置に係るビジネス mopera 契約が指定されて いると当社が認める期間、アの規定に関わらず指定された第 1 種接続装置の接続装置使用料の支払いを要しません。 (2) (1)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。</p>			